

令和 4 年度
第 1 回

日向市総合教育会議
(協議資料)

- 1 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について
- 2 ヤングケアラーへの対応について

令和4年10月25日(火)

日向市・日向市教育委員会

1 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について

- ・ 課題

近年、生徒指導上の諸問題をはじめ、特別な配慮を要する児童生徒の増加や学習環境におけるICT化の推進等、学校が担う業務の増加に加え、複雑化・多様化が進む課題への対応も求められる中、保護者や地域の学校に対する期待は、これまでも増して大きくなっています。

教職員は日々の業務に追われ、本来の教育活動に専念できない状況があり、児童生徒に十分な力を付けさせることが困難となっている状況があり、教職員の働き方改革の推進が急務となっています。

- ・ 協議 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について

| |
|--|
| 教職員の働き方改革(日向市教職員働き方改革プラン等)の今後の方向性と、その大きな柱となる「部活動の地域移行」について |
|--|

2 ヤングケアラーへの対応について

- ・ 課題

ヤングケアラーは、家庭内の問題であることから、表面化しづらく、子どもも家庭事情を相談しづらい状況があり、その概念について社会的には十分に認識される状況に至っていないことから、子ども自身が当事者だと認識できていないケースも数多くあると考えられます。

ヤングケアラーについて、子どもの権利の保障や成長に関わる重大な問題であることを、子どもと大人が理解し、共有していく必要があります。

- ・ 協議 ヤングケアラーについての児童生徒と市民に対する周知について

| |
|---|
| ヤングケアラーについての理解や、相談し支えてもらうべき課題であることなど、児童生徒への周知のあり方と、家庭内での意識を高めたり、市民への啓発を進めたりするとともに、地域での支援体制の充実のあり方について |
|---|

1 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について

本市の状況

○日向市における時間外業務時間の実態

出出勤時間の管理において、令和元～4年度時間外業務時間(4～7月の時間外業務時間平均値)の実態は次のとおりとなっています。

教諭等の時間外業務時間の状況(4～7月)

| 項目 | 45時間未満 | | 45～80時間未満 | | 80～100時間未満 | | 100時間以上 | |
|--------|--------|-------|-----------|-------|------------|-------|---------|-------|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| 令和 1年度 | 70.0% | 40.0% | 27.0% | 25.0% | 2.0% | 17.0% | 1.0% | 18.0% |
| 令和 2年度 | 78.0% | 53.0% | 20.0% | 31.0% | 2.0% | 11.0% | 0.0% | 5.0% |
| 令和 3年度 | 75.0% | 40.0% | 25.0% | 37.0% | 0.0% | 15.0% | 0.0% | 8.0% |
| 令和 4年度 | 77.0% | 39.0% | 22.0% | 36.0% | 1.0% | 17.0% | 0.0% | 8.0% |

令和4年4～7月における月の時間外業務時間平均は上記の表のとおりでした。働き方改革プランの取組開始と同時にコロナ禍の影響を受けており、比較が難しい状況にありますが、100時間以上の時間外対象者は、元年度と比べると減少傾向にあります。

しかし、その一方で100時間未満の区分においては、増加傾向にあることから、今後においても引き続き、改善に向けた取組を推進していく必要があります。

また、管理職では、令和4年度の時間外業務時間は、「校長」が月平均約44時間、「副校長・教頭」が約76時間で、令和元年度(「校長」54時間、「副校長・教頭」86時間)と比較すると、校長が10時間、副校長・教頭が11時間、時間外業務時間が減少しており、働き方改革の効果が見られますが、依然、教頭の時間外業務は高い状況にあり、改善が必要です。

働き方改革の目的

資料3「日向市教職員働き方改革プラン」参照

○ 働き方改革の目的

働き方改革を推進することによって、教職員が健全な状態で教育活動に取り組むことができるようにするとともに、児童・生徒一人一人としっかり向き合った質の高い教育を実現する。

○ 働き方改革の基本方針

- ◇ 教職員の事務作業量軽減
- ◇ 教職員の働き方に対する意識改革
- ◇ 教職員の働き方を支援する環境整備
- ◇ 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

○ 働き方改革の達成目標

| |
|-----------------------------|
| 教職員の月あたりの時間外業務時間 45時間 未満 |
| 教職員の年間合計時間外業務時間 360時間 未満 |
| (当面、月当たりの時間外業務時間80時間以内を目指す) |

本市の働き方改革の取組

1 働き方改革推進の課題

働き方改革を推進し、教職員の時間外勤務を減らすためには、業務量の総量削減か、人員増が大きな要因となるが、そのどちらも進まないままに改革を推進しなければならないことが課題であり、今後の取り組みにも限界が感じられることも課題である。また、課題解決を図るためには、市町村(自治体)ごとの対応を余儀なくされており、財政上厳しいところは、子どもへの指導を省くことにつながりかねないことも課題である。

○ 令和元年度以前からの本市独自の取組

- (1) 教職員の事務作業量軽減
 - ・ 研究紀要提出の廃止
 - ・ 学校訪問報告書の廃止
 - ・ 学校訪問のしおりの簡略化
 - ・ 市主催教育論文の廃止
 - ・ 教職員全体研修会の縮減
- (2) 教職員の働き方に対する意識改革
 - ・ 出退勤時間の管理
 - ・ リフレッシュデーの設定
- (3) 教職員の働き方を支援する環境整備
 - ・ 夏季休業期間の学校閉庁日の設定
 - ・ 校務支援システムの導入
 - ・ 「日向市部活動の運営方針」作成
- (4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり
 - ・ コミュニティ・スクールの効果的運用(令和元年度～)

○ 「日向市働き方改革プラン」制定以降の取組

- (1) 教職員の事務作業量軽減
 - ・ スクールサポートスタッフの配置
 - ・ 学校の開錠時刻・施錠時刻の設定
 - ・ 通知表年2回制の設定
 - ・ 勤務時間外「留守番電話・携帯電話設置等」の対応
 - ・ 学校行事の精選
 - ・ 給食費・学校徴収金等の公会計化
 - ・ 部活動の活動時間及び休養日等

国の働き方改革の取組

○ 学校における働き方に係る取組の総合的かつ着実な実施

教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備するため、次のことに取り組みます。

- ・小学校における35人学級の計画的整備
- ・小学校高学年における教科担任制の推進等の教職員定数の改善
- ・教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実
- ・部活動の在り方の見直し
- ・学校向けの調査の精選・削減等取組を進め、「学校における働き方改革推進本部」等を通じ、進捗状況を公表

○ 勤務実態の客観的な把握の推進

ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等

- ・働き方改革のスタートである客観的な在校時間等勤務実態の把握

○ 「3分類」に係る取組等の実施の推進

「3分類」に係る取組(次表参照)をはじめ、学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組を行います。特にICTを活用した校務効率化や教員業務支援員の活用については、重点的に取組事例の横展開を図ります。

「3分類」に係る本市の取組状況 (→本市取組状況 県内自治体実施率・全国自治体実施率)

| 基本的には、学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 |
|---|---|--|
| ①登下校に関する対応 ・地方公共団体・教委・保護者・スクールガード・地域人材等が対応 → 実施済 (74.1%・60.3%) ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地方公共団体・教委・保護者・地域人材等が対応 → 未実施 (22.2%・24.1%) ③学校徴収金の徴収・管理 ・教職員が関与しない方法又は地方公共団体や教委で徴収・管理 → 未実施 (44.4%・33.0%) ※給食費はR5 徴収・管理開始 ④地域ボランティアとの連絡調整 ・地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教委等において必要な取り組みを実施 → 実施済 (59.3%・39.1%) | ①調査・統計等への回答等 ・事務職員等対応の指導 → 実施済 (33.3%・31.3%) ②児童生徒の休み時間における対応 ・地域人材等の協力 → 未実施 (0.0%・4.5%) ③校内清掃 ・地域人材の協力や民間委託等 → 未実施 (0.0%・15.5%) ④部活動 ・部活動指導員や外部人材の参画 → 実施済 (77.8%・70.1%) | ①給食時の対応 ・栄養教諭等連携、地域人材協力 → 未実施 (25.9%・19.2%) ②授業準備 ・授業準備に支援スタッフの参画等 → 実施済 (88.9%・64.3%) ③学習評価や成績処理 ・学習評価等へ支援スタッフの参画等 → 未実施 (51.9%・35.9%) ④学校行事の準備・運営 ・地域人材の協力や外部委託を図るなどの指導 → 実施済 (66.7%・44.7%) ⑤進路指導(就職先の資料収集等) ・事務職員や支援スタッフの参画・協力 → 実施済 (14.8%・10.7%) ⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・専門スタッフ(SSS・SSW・特別支援教育支援員等)の参画 → 実施済 (96.3%・95.6%) |

○ 取組状況のフォローアップ・取組事例の展開等

各取組のフォローアップを行うため、「学校の働き方改革のための取組状況調査」を行うとともに、取組事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。

本市の「働き方改革に向けたその他の項目に係る取組状況」

| その他の項目 | 実施状況 |
|---|-----------------------------|
| | 実施率(県・全国) |
| ①所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している | 実施済 (81.5%・62.4%) |
| ②学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している | 実施済 (25.9%・39.4%) |
| ③教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとした支援スタッフの参画を図っている | 実施済 (100%・81.6%) |
| ④教師の業務の負担を軽減するために、TT(Team Teaching)や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画を図っている。 | 実施済 (63.0%・72.1%) |
| ⑤学習評価や成績処理について、ICTを活用(校務支援システム等の活用等)して、事務作業の負担軽減を図っている | 実施済 (92.6%・78.0%) |
| ⑥授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている | 実施済 (81.5%・77.6%) |
| ⑦学校と保護者等間における連絡手段について、Web アンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている(保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校のお便り等) | 実施済 (51.9%・57.4%) |
| ⑧教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している | 実施済 (63.0%・67.7%) |
| ⑨学校閉庁日の設定をしている | 実施済 (100%・98.6%) |
| ⑩勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している | 実施済 (66.7%・50.1%) |
| ⑪学校事務の共同実施をしている | 実施済 (100%・69.0%) |
| ⑫域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している | 未実施 (44.4%・85.0%) |

以上、教育現場における働き方改革については、取組項目が細かく設定されており、本市の実施状況を見ても、今後、取組が可能な業務は、限られてくる状況となっている。

本市の「教諭等の時間外業務時間の状況」からも45時間超の時間外勤務実態となっているのは、ほとんどが中学校(中学校61%・小学校23%)であり、部活動がその大きな要因となっている現状にある。

令和4年6月には、部活動の地域移行に係る提言が示されるなど、昨今の国の取組状況も踏まえると、本市においても「部活動の地域移行」について取組を進めていく必要がある。

部活動の地域移行について

○中学校部活動の地域移行の背景(現状と課題)

近年、中学校生徒数が減少する中、学校単位でチームを組めないなどの競技種目(部活動)が増えており、持続可能性という面で厳しさが増してきている。

※生徒数:昭和61年589万人 → 令和3年296万人に半減、出生数:令和3年84万人

これまで部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、主に教職員による献身的な勤務の下で取り組まれてきており、休日も指導が求められるなど長時間勤務の要因となっていることから、教師の多大な業務負担となっている。

※土日の部活動指導 : 平成18年度 1時間6分 → 平成28年度 2時間9分に倍増

また、競技経験のない教師が指導せざるを得ず、精神的な負担となったり、生徒にとっても望ましい指導を受けられないことなども課題となっており、中学校部活動における地域移行が推進される要因となっている。

本市の部活動の状況

①本市の中学校部活動の現状 (別添資料参照)

資料4 令和4年度 部活動一覧表

②日向市における部活動改革のこれまでの取組

◇平成30年3月「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」策定(スポーツ庁)

→ 「日向市部活動の運営方針」策定(令和元年5月)

- ・平日は少なくとも1日以上以上の休養日を設定する。休日(土・日・祝日)は、2か月を一単位とし、8回程度の休養日を設定する。
- ・第3日曜日(家庭の日)は、原則休養日とする。ただし、大会等でやむを得ない場合のみ、他の土・日・祝日に休養日を設定する。
- ・長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、次の期間は、原則として休養日とする。 8月13～15日 12月29日～1月3日
- ・平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、量から質への質的転換を図る。

◇部活動指導員配置事業

[事業趣旨]

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会等への引率を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に規定(週6時間勤務/年間35週 報酬336千円/年 報酬単価1,600円/h)

→ 本市では、市内すべての部活動に指導員配置ができないなど、均衡が図れないことなどから、これまで取り組んでいない。

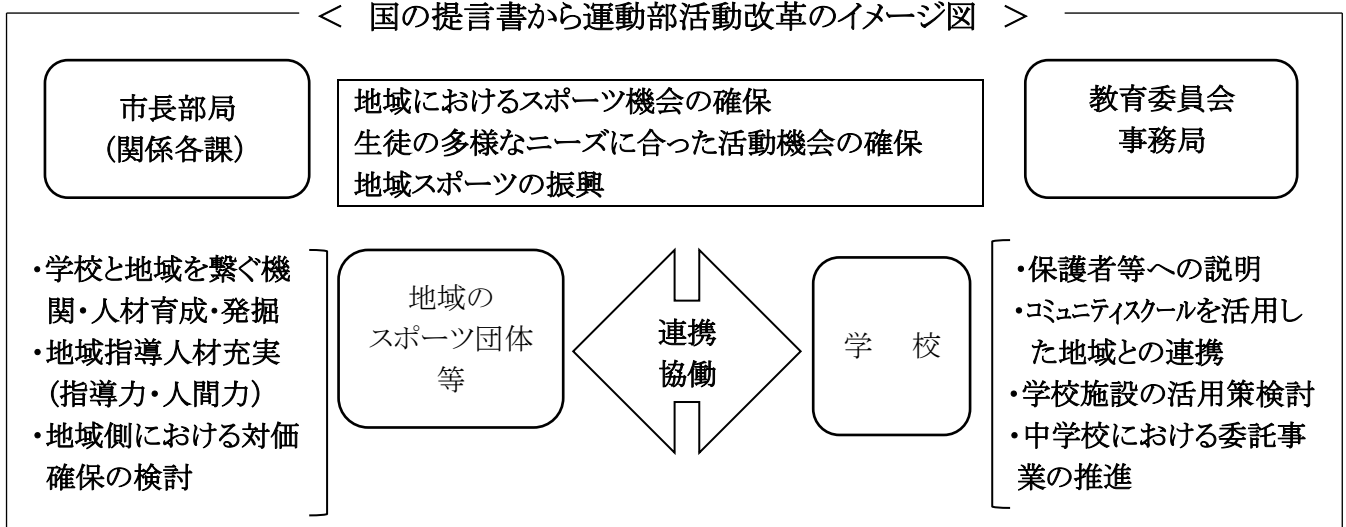
※外部指導員 → ボランティアで専門的な技術指導を23人の外部指導員が実施

◇新たな国の動向「部活動の地域移行を令和5～7年度実施」

→ 令和7年度末を目途に、部活動の地域移行に取り組む方向性が示されたことから、令和5年度以降、段階的に「部活動指導員」の配置を進めていく予定

改革の方向性と検討課題

①改革の方向性（資料5 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言参照）



②改革における検討課題

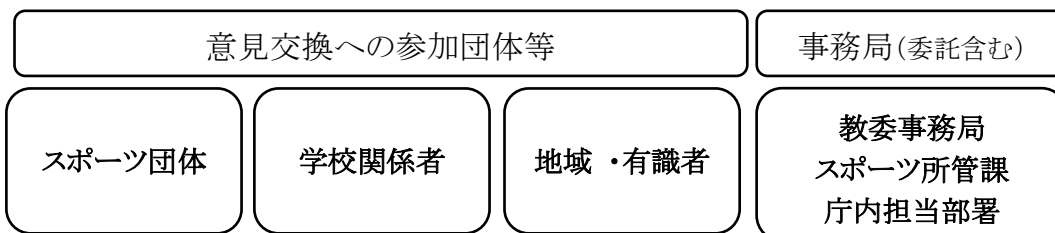
部活動改革にあたっては、次のような課題について整理する必要があります。

今後の課題等

| | | |
|-----|-----------------|--|
| ヒト | 指導者の確保 (量・質) | <input type="checkbox"/> 実施主体(受皿)及び指導者の確保(資料6参照) 量 ・教員の負担軽減・モチベーションへの影響 ・兼職・兼業(教職員)のあり方 質 ・研修の充実や資格取得・指導力の指標づくりなど |
| モノ | 施設利用 | <input type="checkbox"/> 活動場所及び施設、用具等の確保 ・学校施設利用方法の検討(優先利用・無償利用の是非) ・学校施設外での活動可能性(活動場所の確保) |
| カネ | 費用負担 | <input type="checkbox"/> 持続可能な運営費の確保 ・保護者の費用(部費)負担軽減 ・指導者への謝礼(対価の確保) ・指導者、生徒の安全保障(保険) |
| その他 | 教育的意義 | <input type="checkbox"/> 学校教育活動との連携・多様なニーズに応える機会確保 ・部活動の「教育的意義」 ・大会参加のあり方・運営方法 ・生徒保護者への理解の促進 |

③今後の改革体制(例)

(仮称)日向市部活動地域移行に関する推進協議会の組織化(令和5年度予算)



※日向市における地域移行のあり方検討・ビジョンの共有・計画内容の検討・承認等

ヤングケアラーへの対応について

○ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども。

具体的には、以下のような状況にある児童生徒が挙げられます。

- ・ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・洗濯などの家事をしている。
- ・ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・ 精神疾患や、アルコール依存などを抱える家族をサポートしている。
- ・ 家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている。
- ・ 外国籍の保護者のために通訳や手続き同行をしている。

こうした毎日の家事負担は、子どもによる家事のため、時間がかかり生活が縛られることとなります。また、家族の感情面のサポートは、子どもに緊張をもたらすとともに長時間わたる対応を余儀なくするため、日常生活等においてさまざまな問題が起こる恐れが強まります。

①学校生活への影響

家事負担の高まりからの遅刻や欠席、宿題忘れ。自宅での学習時間の減少や疲労からの成績不振。

②人間関係への影響

家族の世話におわれ友人との交流が持ちづらい。自分の状態を友達に話せず孤立する。

③健康面への影響

慢性的な疲労や睡眠不足、生活リズムを整えられない。情緒の不安定や精神疾患の発症。

④衛生面・栄養面

清潔保持がいきとどかない、十分な栄養摂取に至れない。

○ 国における実態調査

厚生労働省では、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を、令和2年度は中学2年生・高校1年生を対象に、令和3年度は小学生・大学生を対象とした全国アンケート調査(無作為抽出)を行いました。

(1) 世話をしている家族がいると答えた割合

| | | | |
|----------|-------|------------|------|
| 小学6年生 | 6.5% | 中学2年生 | 5.7% |
| 全日制高校2年生 | 4.1% | 定時制高校2年生相当 | 8.5% |
| 通信制高校生 | 11.0% | 大学3年生 | 6.2% |

(2) アンケート結果の概要

① 小学生・大学生アンケート

- ・ 世話を必要としている家族については「きょうだい」が最も多く、世話をしている父母の状況については「身体障害」「精神疾患」「日本語を第一言語としない」の割合が高くなっています。
- ・ 小学6年生の該当者においては、健康状態や学校生活(遅刻・早退)への影響が非該当者の2倍の結果でみられており、児童の希望として、自由な時間や学習機会を求めていることが明らかになっています。
- ・ 中高生の該当者のうち、家族への世話を「ほぼ毎日」している割合は5割弱、一日平均7時間以上世話をしている割合は約1割存在するという結果になっています。
- ・ 中学2年生の該当者の半数が、そして高校2年生の該当者の2割が小学生の時からケアを始めていることが明らかとなっています。大学生においては、家族の世話をしている学生の5割が就職が不安と回答しています。

また、これまでの調査では、学校や一般国民を対象とした認知度調査(モニター約2,400件)も実施されています。

② 学校アンケート

- ・ 学校からは、家庭内への介入のしづらさや、児童本人が話したがるらないといったことから、学校だけで判断することが難しいとの課題があげられています。

③ 一般アンケート

- ・ 国民調査では、問題の内容を知っている人は3割で、対象児童への対応がわからないとの回答が4割となっています。

○ 本市における状況と取組

小・中学校においては、きめ細かな見守りや相談しやすい環境づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談の実施、状況に応じた福祉機関との連携に取り組んでいます。

<児童相談の現状>

ヤングケアラーの傾向があるケースについては、「日向市要保護児童対策地域協議会」および市こども課において、要保護児童および要支援児童として支援を行っています。

<主な家庭の状況>

- ・ 母子世帯で母親に障がいや精神疾患があり、子どもが家事やきょうだいの世話を担っている様子がうかがえる。
- ・ 母子世帯において、アルコール依存がある母親の感情面のサポートや対応を高校生が行っている。
- ・ 多子世帯で保護者が就労等から余裕がなく、子どもが家事を分担している。

これらのケースには、連携できる支援機関とともに対象世帯へ訪問し、家庭内の実状を把握しながら、子どもの負担軽減や保護者の症状緩和へ向けた助言や、利用可能な支援サービスへのつなぎに取り組んでいます。

しかし、保護者の状態の改善に期間を要する、通院頻度があがらないなどの状況から、現状をこれ以上、悪化させない関わりが支援のベースになっているケースもあります。

○ 支援施策

国では「ヤングケアラー支援体制強化事業」を令和4年度から新規に実施しており、県ではこれを活用して、「宮崎県子ども・若者相談センターわかば」に「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、市町村の支援のフォローや関係機関職員研修に取り組んでいます。

また、今年9月に、県内の小学6年、中学2年、高校2年生の計約2万9千人を対象とした実態調査(資料7参照)が実施されるなど、新たな対策に向けた取り組みが進められています。

・ 今後必要となる取組

(R4.10.13 宮崎県子ども・若者相談センターわかば講演会 講師 大阪歯科大学 濱島淑恵教授)

- ・ 子どもの頑張りとお変さの両面と、親のしんどさなど、実状を知る。
- ・ ヤングケアラーかもという視点を持ち、気付く。
- ・ ケアの負担軽減。大人が寄り添う。居場所とレスパイトサービスを提供。
- ・ 相談窓口と教育・医療・福祉・地域で、支援のネットワークをつくる。